

熊本学園大学専門職大学院アドバイザー・ボードに関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、専門職大学院設置基準（平成15年文部科学省令第16号）の規定に基づき、熊本学園大学専門職大学院会計専門職研究科（以下「本研究科」という。）に設置するアドバイザー・ボードについて、必要な事項を定めるものとする。

(アドバイザー・ボード)

第2条 本研究科は、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、アドバイザー・ボードを設ける。

2 アドバイザー・ボードは、次の者をもって構成する。なお、構成員の過半数は、原則として本学教職員以外の者とする。

- (1) 会計実務又は教育に造詣が深い学外有識者
- (2) その他会計専門職研究科長が指名した者

(職務)

第3条 アドバイザー・ボード委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる職務を行う。

- (1) アドバイザー・ボードへの出席
- (2) 本研究科の充実・発展のための助言

(委嘱の手続)

第4条 委員は、本研究科委員会の発議に基づき、学長が委嘱する。

(委嘱期間)

第5条 委員の委嘱期間は、4月から2年間とする。ただし、欠員が生じた場合の後任者の委嘱期間は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委嘱期間満了後、委員を再度委嘱するときは、前条の手続きを経なければならない。

(報酬等)

第6条 委員の報酬は、アドバイザー・ボードへの出席1回につき15,000円とする。

2 交通費の支給は、熊本学園大学の非常勤講師に準じる。

(事務)

第7条 この規程に関する事務は、大学院事務室が行う。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、本研究科委員会の議を経て、大学院委員会が行う。ただし、第6条の改正は、大学院委員会の議を経て、常任理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正は、令和2年4月1日から施行する。